

ごあいさつ

2018（平成30）年は、国連において世界人権宣言が採択されてから70年という節目の年でした。この宣言は、すべての人が人間として尊重され、自由かつ平等であり、差別されてはならないことを定めたものであり、すべての国が達成すべき人権保障の基準を初めて国際的に謳ったものです。

わが国においても、日本国憲法に基づいて、人権に関する諸制度の整備や各種施策が実施されており、最優先されるべきものとして、人権を守っていかねばなりません。

しかしながら、国内の人権をめぐる状況をみますと、子どもに対する虐待をはじめ、女性に対する人権侵害、高齢者や障害のある人等を狙った様々な詐欺被害、学校や職場におけるいじめや嫌がらせ、同和問題など、人権に関わる多くの問題が発生しています。

また、インターネット上の人権侵害やヘイトスピーチなどの新たな人権侵害も発生しており、人権に関する問題はより複雑化、多様化し、その対応が求められているところです。

田辺市では、2005（平成17）年に制定した田辺市民憲章の5本の柱の一つに、「人権を守り、たがいに助け合い、明るく平和なまちをつくります。」と謳い、市民が力を合わせて、人権が尊重されるまちを築くことを宣言しました。

これを踏まえ、2007（平成19）年には、「田辺市人権施策基本方針」を策定し、本市におけるすべての行政分野において、人権施策の推進に取り組んでまいりましたが、人権を取り巻く社会情勢の変化に対応するため、このたび、「田辺市人権施策基本方針」を改定しました。これに基づき、市民の皆様とともに、「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」をめざして、より効果的に人権施策を推進してまいります。

結びに、「田辺市人権施策基本方針」の改定にあたり、ご尽力を賜りました田辺市人権教育啓発推進懇話会委員の皆様をはじめ、様々なご意見やご提案をいただきました市民の皆様、関係者の皆様に、心からお礼を申し上げますとともに、引き続き、皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2019（平成31）年3月



田辺市長 真 砂 充 敏